

令和7年2月19日

平塚市監査委員 市 川 喜久江
同 城 田 孝 子
同 山 原 栄 一
同 秋 澤 雅 久

監査の結果により講じた措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項及び平塚市監査基準（令和2年4月1日施行）の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

記

- 1 監査実施対象課
行政委員会等 選挙管理委員会事務局
- 2 監査実施日
令和6年12月26日
- 3 監査結果の公表日
令和7年1月30日（平塚市監査委員公表第1号）
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
財務に関する事務 (指摘事項) (1) 契約事務において、個人情報取扱特記事項に基づく個人情報を取り扱う場所並びに責任者及び従事する者について、書面による受注者からの報告漏れがあった。 個人情報の保護に関する法律等に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。	財務に関する事務 (指摘事項) (1) 今後、契約事務の際は、個人情報の保護に関する法律等に則り事務処理の方法を再度確認し、受注者からの提出書類に漏れが無いよう再発防止に努めます。
その他 (要望事項) (1) 各種選挙における投票率の低下は、本市のみならず全国的な課題となっており、そうした中、投票率向	その他 (要望事項) (1) 若年層の啓発活動については、対象世代への主権者教育のより一層の普及を含め、若年層の興味を引くような取組と

上のため様々取り組んでいることは理解するところだが、中高生を含む若年層に対しては、特に創意工夫をこらし、対象世代が興味をひく取組を積極的に実施されたい。また、投票所とする施設のバリアフリー化など投票環境の改善に向けては、庁内関係各課が一体となって検討を進められたい。	なるよう、他自治体や県選挙管理委員会等の取組にも注視し、関係機関との協力も進めていきます。 また、投票環境等の改善については、都度変化する投票所環境の把握及び庁内関係各課との情報共有等により、取り組んでまいります。
--	---

以 上